

# 第43回静岡県「ごはん・お米とわたし」作文図画コンクール

## 〔 審査基準 〕

J A 静岡中央会

審査にあたっては、次の基準に従いますので、応募の際にはご注意ください。

### - 作文部門 -

“上手な作文”よりも下記の点で“よい作文”を評価する。

1. 課題に沿った作品であること。
2. ごはん・お米・日本食に関わる事柄や問題点を、年齢相応に正しく理解しており、かつ、年齢相応の言葉で表現していること（子どもはよく難しい言葉を使いたがるが、年齢に馴染まないものは、好ましくない）。
3. 問題のとらえ方や、考え方が素直であり、かつ自分の意見・感想を率直に述べていること。
4. 自分の生活経験がにじみ出ていること（抽象的、一般的なことのみに終始するものは好ましくない）。
5. 作品全体に希望や明るさを感じられること。
6. 規定の枚数であること。
7. 誤字、脱字がなく、その他の表記も正確であること（誤字、脱字、添削跡などについては減点の対象となることがある。必要に応じて、本人に差し戻し、清書すること）。
8. 作文用紙は1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出す。

### - 図画部門 -

1. 子どもらしい発想を尊重する。のびのびした明るく楽しいアイデアのあるものがよい。
2. 課題を理解させるためディスカッションすること。
3. 宿題的な押しつけで描かせないこと。

\*次のようなものは審査の対象外になる。

1. ごはん・お米・日本食を主題としていないもの。
2. スローガンや言葉を文字にして入れたポスター的なもの。
3. おとぎ話や童話をモチーフにしたもの。
4. 漫画やアニメなどのキャラクターを挿入したもの。
5. おむすびやお米に顔や手・足の出ているもの（擬人化したもの）。
6. 石、木片などを貼りつけたもの。
7. 紙の寸法が極端に大きいもの、小さいもの。
8. 紙がボール紙のように厚いもの、半紙のように薄いもの。
9. 台紙に貼って応募したもの。
10. ブランド名や企業名など宣伝になる恐れがあるもの。

ただし、キャンバスボードに油絵で描いたもの、あるいは石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したものは基準内として審査対象とする。また、「切り絵」や「貼り絵」についても審査対象とする。